

クラウドファンディング
実施中!

三鷹こ線人道橋跡ポケットスペース（仮称） 整備にご支援ください



図芸術文化課 ☎0422-29-9861

三鷹こ線人道橋は、昭和4(1929)年に設置されて以来、三鷹ゆかりの文
学者・太宰治をはじめ、多くの方に親しまれてきましたが、老朽化などの
懸念から、7月にJR東日本による解体が完了しました。このたび、こ線橋の
記録と記憶を残す「ポケットスペース(仮称)」の整備を進めるため、ふるさと
と納税を活用した返礼品付きのクラウドファンディングを実施します。返
礼品は市民以外の方が対象ですが、税金の控除は市民の方も受けられます。

整備内容

階段の一部保存および新設階段の設置、こ線橋の解説パネルの展示、橋
桁の一部展示 など

整備予定地

上連雀2-21(ポケットス
ペース 約180㎡)

募集期間

12月31日(木)までに、ふるさと
と納税サイト「ふるさとチョ
イス」(QRコード)からお申し
込みください。



ポケットスペース完成イメージ

◇記念品(市民の方も申し込めます)

寄付金額	品目
3,000円から	お礼のカード
50,000円から	寄付者銘板への名入れ(希望制)

◇返礼品(市民の方は申し込めません)

寄付金額	品目
10,000円から	書籍『三鷹跨線人道橋94年の記憶と記録』
30,000円から	ペーパーウェイト* (限定1,500個。先着制)

*三鷹こ線人道橋の部材であった古レールから作成したものです。

◆ペーパーウェイトを三鷹市民限定で抽選販売

ふるさと納税で返礼品を受け取ることができない市民を対象に、返礼品
と同じペーパーウェイトの抽選販売を行います。

▶市民500人 ¥7,700円(送料込み) ㊟11月3日(月・祝)までに申し込み
フォーム(QRコード)へ

※お支払い方法は口座振込(手数料お客様負担)のみ。受け取りは配送のみ。

守り・育み・繋ぐ
天文台の森
PROJECT

ご意見、ご感想をお寄せください



『国立天文台周辺地域土地利用整備計画 策定に向けた基本的な考え方』を公表しました

図国立天文台周辺地区まちづくり推進本部事務局 ☎0422-24-9266(まちづくりに関すること)、
☎0422-29-8349(教育に関すること)

市では、令和6年10月に策定した『国立天文台周辺地域土
地利用基本構想』の内容を具現化する『国立天文台周辺地域土
地利用整備計画』の策定に取り組んでいます。このたび、同計
画の基本的な考え方を公表しました。

◆内容(全文は市HPをご覧ください)

- ①国立天文台周辺地域土地利用整備計画の策定に向けて
- ②おおさわ commons 全体の整備の方向性
- ③おおさわ commons 施設づくりエリアの整備の方向性
- ④おおさわ commons 緑地保全エリアの整備の方向性
- ⑤スクールバスによる通学サポート
- ⑥日常生活の利便性を高める将来的な羽沢小跡地の検討
- ⑦野川周辺における災害リスクと対応方針

国立天文台周辺地域土地利用整備計画 検討委員会を開催しています

同計画の策定に向けて、地域・学校関係者や
学識経験者、公募市民などを委員とする検討委
員会を設置し、新施設のコンセプトや機能配置
等について検討しています(全5回)。今後の開催
については、その都度、市HPでお知らせします。
※第1・2回は実施済みです。

地域安全市民の つどい 手話



図三鷹警察署 ☎0422-49-0110

10月11日(土)~20日(月)の全国地域安全
運動に合わせ、つどいを開催します。

㊟三鷹防犯協会、同署、市 ㊟10月11日
午後2時~4時(午後1時開場) ㊟三鷹市
公会堂光のホール ㊟当日会場へ

プログラム

第1部 式典

第2部 アトラクション

二中吹奏楽部の演奏/出前演芸/歌謡
コンサート(演歌歌手の安倍理津子さん、
三浦けい子さん)



10月31日(金)締切

令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)



図三鷹市重点支援給付金コールセンター ☎0422-29-9617(平日午前9時~午後5時)

6年分所得税および6年度住民税の課税状況に基づき、7年1月1日時点で市内に居住し、次の「不足額給付I・II」いずれかに
該当する方に給付しています。市で対象と確認できた方のうち、支給のための情報をすべて把握できた方には「支給のお知らせ」
を、一部把握できなかった方には「確認書」を送付しました。申請がお済みでない方は、期限までに手続きをお願いします。

◆不足額給付I(6年に実施した定額減税の対象だった方)

定額減税しきれなかった方(6年分の源泉徴収票等に「控除外額」の記載がある方)
や調整給付の給付額に不足が生じた方へ、不足額を給付します(1万円単位へ切り
上げ)。

◆不足額給付II(6年に実施した定額減税の対象ではなかった方)

5・6年度に税法上、扶養親族などに入れなかった方(青色事業専従者・事業専従
者(白色)・合計所得48万円超)で、「令和5年度住民税非課税または均等割のみ課
税世帯への給付金(7万円・10万円)」「令和6年度新たに住民税非課税または均等割
のみ課税世帯への給付金(10万円)」の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかつ
た方などへ、原則として4万円を給付します。

※上記以外の方でも対象となる場合があります。詳しくは市HPでご確認ください。

申請方法

●「支給のお知らせ」が届いた方
手続きは不要です。

●「確認書」が届いた方

必要事項を記入し、同封の返信用封筒で期限までに返送してください。また、
インターネット申請も可能です。申請方法は同封の「ご案内」でご確認ください。

●「申請書」の提出が必要な方

6年1月2日~12月31日に転入し、市で対象であることが確認できなかった
方などは、「申請書」を提出することで受給対象となる場合があります。詳しく
は市HPでご確認いただくか、コールセンターにご相談ください。

※不備のない「確認書」「申請書」を受理してから、おおむね30日後に指定の口
座に振り込みます。

